

## 部落差別解消推進法

部落差別の解消に向けて、国や地方自治体に対し、相談体制の充実や教育・啓発活動、実態調査などの取り組みを求める「部落差別解消推進法」が平成28年12月16日に施行されました。この法律は、**現在も部落差別がある**としたうえで、インターネット上に差別的な情報が掲載されていることなどを踏まえ、国には基本的人権を保障する憲法の理念に基づいて**差別の解消に向けた施策を講じる責務がある**と明記しています。

### 第1条では

「現在もなお部落差別が存在する」とし、「日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的としています。

### 第2条では

部落差別の解消に関する施策は「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努める」ことによって行われなければならないとしています。

### 第3条では

国は「部落差別の解消に関する施策を講ずる」などとし、地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」とし、国及び地方公共団体の責務を定めています。

### 第4条では

国は「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努める」とし、相談体制の充実をうたっています。

### 第5条では

国は「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」とし、教育及び啓発の推進をうたっています。

### 第6条では

国は「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。

依然として部落差別が存在する現状を踏まえ、部落差別の解消に向け、国、地方公共団体が相談、教育、啓発等の施策に一層取り組むことになりました。